

昭和六十三年大蔵省令第五十三号

消費税法施行規則

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の規定に基づき、消費税法施行規則を次のように定める。

定めることとする。

第一次

第一章 総則（第一条—第十四条）

第二章 税額控除等（第十五条—第十九条）

第三章 申告及び納付（第二十条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第三十二条）

附則 第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において「国内」、「保税地域」、「個人事業者」、「事業者」、「国外事業者」、「被合併法人」、「分割法人」、「人格のない社団等」、「適格請求書発行事業者」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」、「課税資産の譲渡等」、「軽減対象課税資産の譲渡等」、「課税貨物」、「課税仕入れ」、「事業年度」、「基準期間」、「棚卸資産」、「調整対象固定資産」、「特例申告書」又は「附

第二章 税額控除等（第十五条—第十九条）

第三章 申告及び納付（第二十条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第三十二条）

附則 第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において「国内」、「保税地

域」、「個人事業者」、「事業者」、「国外事業者」、「被合併法人」、「分割法人」、「人格のな

い社団等」、「適格請求書発行事業者」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用

役務の提供」、「課税資産の譲渡等」、「軽減対象

課税資産の譲渡等」、「課税貨物」、「課税仕入

れ」、「事業年度」、「基準期間」、「棚卸資産」、「調整対象固定資産」、「特例申告書」又は「附

第二章 税額控除等（第十五条—第十九条）

第三章 申告及び納付（第二十条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第三十二条）

附則 第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において「相続人」には包括受贈者を含むものとし、「被相続人」には包括遺贈者を含むものとする。

第二章 税額控除等（第十五条—第十九条）

第三章 申告及び納付（第二十条—第二十五条）

（有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲）

第一条の二 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）以下「令」という。第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める四六十歳以上の者（令第二項第一号に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者）

二 介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第十九条第一項（市町村の認定）に規定する六十歳以上の者（前二号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

三 前二号のいずれかに該当する者（前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者（前二号のいずれかに該当する者を除くも）を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

（生産設備等の範囲）

第一条 令第六条第二項第五号ハに規定する財務省令で定めるものは、蓄電、変電及び配電施設、ガス貯蔵及び供給施設、石油貯蔵施設、通信施設、放送施設、工業用水道施設、上水道施設、下水道施設、汚水処理施設、農業生産施設、林業生産施設、ヒートポンプ施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物抑制施設、粉じん処理施設、廃棄物処理施設、船舶、鉄道用車両又は航空機とする。

（保険料を対価とする役務の提供等から除くものの範囲）

第三条 令第十条第二項第五号に規定する財務省令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十九条（余裕金の運用）に規定する余裕金の運用のために締結される日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）第十六条第三号（余裕金の運用）に規定する生命保険に係る契約

（独立行政法人等の情報の公開に係る役務の提供に類するものの範囲）

第三条の二 令第十二条第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十九条第四項（手数料）に規定する手数料又は同法第一百九条第五項（手数料）に規定する利用料を対価とする役務の提供とする。

（各種学校等における教育に関する要件）

第四条 令第十五条及び第十六条に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 施設（教員数を含む。）が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であると認められることが表されていること。

二 授業が年二回（令第十六条第一号に掲げる施設にあつては、年四回）を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

（輸出取引等の証明）

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定められたもの（第一号イにおいて「事務所等」といふ。）の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（船舶及び航空機の貸付けを除く。）である場合（次号に掲げる場合を除く。）当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸出の許可をいう。）若しくは積込みの承認（同法第二十三条第二項（船用品又は機用品の積込み等）の規定により同項に規定する船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。）があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたものと。）

二 当該資産の輸出の年月日

ハ 当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地（以下この項において「住所等」といふ。）

二 当該資産の仕向地

（法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡

（有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲）

第一条の二 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）以下「令」という。第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める四中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十七条（余裕金の運用の特例）に規定する余裕金の運用のために締結される同条第一項第五号に規定する生命保険に係る契約において準用する場合を含む。）の規定により締結される保険の契約

四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十五条第四項（運用の指図）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により締結される同法第二十三条第一項第四号又は第五号（運用の方法の選定及び提示）に規定する生命保険又は損害保険に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により締結される同法第二十三条第一項第四号又は第五号（運用の方法の選定及び提示）に規定する生命保険又は損害保険に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により締結される保険の契約

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定められたもの（第一号イにおいて「事務所等」といふ。）の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

（輸出取引等の証明）

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定められたもの（第一号イにおいて「事務所等」といふ。）の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（船舶及び航空機の貸付けを除く。）である場合（次号に掲げる場合を除く。）当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸出の許可をいう。）若しくは積込みの承認（同法第二十三条第二項（船用品又は機用品の積込み等）の規定により同項に規定する船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。）があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたものと。）

二 当該資産の輸出の年月日

ハ 当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地（以下この項において「住所等」といふ。）

二 当該資産の仕向地

（法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡

四
イ　万国郵便条約第一条に規定する小包郵便物又はEMS郵便物（イにおいて「小包郵便物等」という。）日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け、又は添付した書類（前号イ及びハに掲げる事項、当該小包郵便物等の受取人の氏名又は名称及び住所等並びに日本郵便株式会社による当該小包郵便物等の引受けの年月日が記載されているものに限る。）の写し

ロ　万国郵便条約第一條に規定する通常郵便物　日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便物の引受けを証する書類（前号ハに掲げる記載事項に係る追記をしたもの）

二　法第七条第一項第三号に掲げる輸送若しくは通信又は令第十七条第二項第五号に掲げる郵便若しくは信書便である場合これららの役務の提供をした事業者が次に掲げる事項を記載した帳簿又は書類

イ　当該役務の提供をした年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた役務の提供につきまとめて当該帳簿又は書類を作成する場合には、当該一定の期間）

ロ　当該提供した役務の内容

ハ　当該役務の提供の対価の額

ニ　当該役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所等

四　法第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等のうち、前三号に規定する資産の譲渡等以外の資産の譲渡等である場合当該資産の譲渡等を行つた相手方との契約書その他の書類で次に掲げる事項が記載されているもの

イ　当該資産の譲渡等を行つた事業者の氏名又は名称及び当該事業者のその取引に係る住所等（当該資産の譲渡等が令第六条第二項第五号に掲げる役務の提供である場合には、同号に定める場所を含む。）

ロ　当該資産の譲渡等を行つた年月日

ハ　当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

二　当該資産の譲渡等の対価の額

2 事業者が法第七条第一項第三号に掲げる旅客の輸送若しくは通信又は令第十七条第二項第五号に掲げる郵便若しくは信書便の役務の提供をした場合において、前項第三号ニに掲げる事項を記載することが困難であるときは、同号ニに掲げる事項については、同号の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。

3 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

4 第一項各号に定める書類には、これらの書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特にに関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次項及び第六項において同じ。）を含むものとする。

5 第一項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

6 第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第四項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。（日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等）

第六条 令第十八条第一項第一号に規定する財務省令で定める書類は、その者に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又は戸籍の附票の写しであつて、その者が最後に入国した日から起算して六月前の日以後に作成されたものとする。

7 令第十八条第三項第一号イに規定する旅券等に係る情報は、旅券等（同号イに規定する旅券等）

等をいう。以下第九条までにおいて同じ。)に記載された事項のうち、次に掲げる事項とする。

一 氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日

二 旅券等の種類及び番号(旅券の写しが貼付された出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百三十九号)第十四条の二(船舶観光上陸の許可)に規定する船舶観光上陸許可書にあつては、当該旅券の番号)

3 令第十八条第三項第一号に規定する書類に記載された情報は、当該書類に記載された事項のうち、次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 在留証明 次に掲げる事項

イ 在外公館の名称

ロ 登録年月日

ハ 免税購入対象者(法第八条第一項に規定する免税購入対象者をいう。次号ロ及び第六条の三第一号において同じ。)の本籍

二 発給番号

イ 戸籍の附票の写し 次に掲げる事項

ロ 免税購入対象者の本籍

4 令第十八条第三項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写し(当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限る。)とする。

5 令第十八条第三項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。

一 一般物品(令第十八条第三項第一号に規定する一般物品をいう。第七項第四号及び第九項第四号において同じ。)の購入者の氏名及び所属又は機関

二 当該一般物品を譲渡する基地内輸出物品販売場(令第十八条第三項第四号に規定する基地内輸出物品販売場をい。次項第二号、第七項第二号及び第八項において同じ。)を経営する事業者の氏名又は名称

三 当該一般物品の購入の年月日

6 令第十八条第三項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。

一 消耗品（令第十八条第二項第二号に規定する消耗品をいう。次項第四号及び第九項第四号において同じ。）の購入者の氏名及び所属又は機関

二 当該消耗品を譲渡する基地内輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称

三 当該消耗品の購入の年月日

四 当該消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額

五 当該消耗品の購入者が、当該消耗品を購入した日から三十日以内に輸出することを誓約する旨

7 令第十八条第三項第六号に規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写しであつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類とする。

一 免税対象物品（令第十八条第二項に規定する免税対象物品をいう。以下この条及び第七条の二第二項において同じ。）の購入者の氏名、住所又は居所及び所属又は機関

二 当該免税対象物品を譲渡する基地内輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称

三 当該運送契約を締結した年月日

四 当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額（当該免税対象物品のうちに、一般物品と消耗品がある場合には、当該一般物品の価額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第九項第四号において同じ。）

五 当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者（令第十八条第三項第四号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。第九項第五号、第七条の二第二項及び第八条第三項において同じ。）の氏名又は名称及び納税地

8 前三項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部が記載されている明細書等（基地内輸出物品販売場を経営する事業者が、令第十八条第三項第四号から第六号までに定める方法により免税対象物品を購入する者に対する、当該購入されるものの譲渡につき交付す

ホ 当該販売場が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合又は事業協同組合の組員であることを証する書類
ト 特定商業施設が令第十八条の二第六項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定に該当する旨を証する書類
ト その他参考となるべき書類
三 前項第三号に掲げる許可、次に掲げる書類
イ 当該許可を受けようとする販売場の付近見取図
ロ 当該販売場に指定自動販売機を設置することを証する書類
ハ その他参考となるべき書類
令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号）を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号
二 移転前の手続委託型輸出物品販売場の所在地及び移転後の手続委託型輸出物品販売場の所在地
三 当該手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日
四 当該許可に係る特定商業施設の名称及び所在地
五 当該手続委託型輸出物品販売場を移転しようとする年月日
六 その他参考となるべき事項
令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一 移転しようとする手続委託型輸出物品販売場に係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類
二 承認免稅手續申請書の記載事項
第三条 第十一条の二 令第十八条の二第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 申請者の氏名等及び納税地（法人番号）を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号
二 設置しようとする免稅手續カウンター（令第十八条の二第二項第二号に規定する免稅手續カウンターをいふ。以下第十条の四までにおいて同じ。）の所在地

三 当該免稅手續カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地
四 当該特定商業施設が令第十八条の二第四項各号のいずれに該当するかの別
五 当該特定商業施設が令第十八条の二第六項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定に該当する旨を証する書類
ト その他参考となるべき書類
三 前項第三号に掲げる許可、次に掲げる書類
イ 当該許可を受けようとする販売場の付近見取図
ロ 当該販売場に指定自動販売機を設置する
ハ その他参考となるべき書類
令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号）を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号
二 当該手続委託型輸出物品販売場の所在地及び移転後の手続委託型輸出物品販売場の所在地
三 当該手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日
四 当該許可に係る特定商業施設の名称及び所在地
五 当該手続委託型輸出物品販売場を移転しようとする年月日
六 その他参考となるべき事項
令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一 移転しようとする手続委託型輸出物品販売場に係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類
二 承認免稅手續申請書の記載事項
第三条 第十一条の二 令第十八条の二第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 申請者の氏名等及び納税地（法人番号）を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号
二 設置しようとする免稅手續カウンター（令第十八条の二第二項第二号に規定する免稅手續カウンターをいふ。以下第十条の四までにおいて同じ。）の所在地

三 当該手続委託型輸出物品販売場の名称及び所在地
四 当該承認免稅手續事業者が令第十八条の二第十二項に規定する新承認に係る特定商業施設内において引き続き免稅販売手続を代理することに対する当該手續委託型輸出物品販売場を経営する事業者の同意又は不同意の別
五 旧承認に係る令第十八条の二第十二項に規定する大規模小売店舗を設置している者が同項の地区等に係る商店街振興組合又は事業協同組合の組員であることを証する書類
六 その他参考となるべき書類
三 旧承認に係る特定商業施設の見取図又はこれらに類する書類
四 令第十八条の二第十三項に規定する財務省令で定める手続委託型輸出物品販売場は、前項第一号に掲げる書類において同号ロの同意をした旨を明らかにした手續委託型輸出物品販売場とする者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号
五 令第十八条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号）を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号又は第四号に該当する特定商業施設である号又は第四号に該当する特定商業施設である旨を証する書類
六 その他参考となるべき書類
三 旧承認に係る特定商業施設が令第十八条の二第十四項第二号に規定する地域に該地域に係る組合の定款の写し
四 令第十八条の二第十五項に規定する財務省令で定める手續委託型輸出物品販売場は、前項第一号に掲げる書類において同号ロの同意をした旨を明らかにした手續委託型輸出物品販売場とする者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号
五 令第十八条の二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号）を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号又は第四号に該当する特定商業施設である旨を証する書類
六 その他参考となるべき書類
三 旧承認に係る特定商業施設の見取図又はこれらに類する書類
四 令第十八条の二第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 第八条第七項の許可を受けた年月日
三 変更前の指定自動販売機を変更した年月日
四 当該自動販機型輸出物品販売場に係る法の規定により通知を受けた識別符号（第六条の二第二項の規定により通知を受けた識別符号をいふ。）
五 指定自動販売機を変更した年月日
六 その他参考となるべき事項
二 当該変更に係る自動販機型輸出物品販売場の所在地及び識別符号（第六条の二第二項の規定により通知を受けた識別符号をいふ。）
三 変更前の指定自動販売機を識別するための情報及び変更後の指定自動販売機を識別するための情報
四 当該自動販機型輸出物品販売場に係る法の規定により通知を受けた識別符号（第六条の二第二項の規定により通知を受けた識別符号をいふ。）
五 指定自動販売機を変更した年月日
六 その他参考となるべき事項
二 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項
イ 免稅手續カウンターを移転しようとする場合
ロ 免稅手續カウンターの所在地及び移転後の免稅手續カウンターの所在地並びに移転後の免稅手續カウンターの所在地並びに移転しようとする年月日
ハ 免稅手續カウンターを新たに設置しようとする場合
ウンターの所在地及び設置しようとする年月日
三 当該免税手續カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地

四 当該特定商業施設に係る令第十八条の二第二項の承認を受けた年月日
五 その他参考となるべき事項
三 当該免税手續カウンターを廢止しようとする場合
ハ 免稅手續カウンターを廢止しようとする年月日
一 旧承認（令第十八条の二第十二項に規定する旧承認をいふ。次号及び第三号において同じ。）に係る特定商業施設内において同項に定める事項は、同項の規定により特定商業施設の区分を同項の地区等に変更しようとする旨とする。
二 令第十八条の二第十二項に規定する財務省令で定める事項は、同項の規定により特定商業施設の区分を同項の地区等に変更しようとする旨とする。
三 当該免税手續カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地

四 当該特定商業施設に係る令第十八条の二第二項の承認を受けた年月日
五 その他参考となるべき事項
二 法第八条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする一般型輸出物品販売場、手続委託型輸出物品販売場又は自動販機型輸出物品販売場の所在地

三 当該一般型輸出物品販売場、手続委託型輸出物品販売場又は自動販機型輸出物品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日
四 令第十八条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号）を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号

二 免稅手續カウンターを設置しようとする場合
ハ 免稅手續カウンターを設置しようとする年月日
一 旧承認（令第十八条の二第十二項に規定する旧承認をいふ。次号及び第三号において同じ。）に係る特定商業施設内において同項に定める事項は、同項の規定により特定商業施設の区分を同項の地区等に変更しようとする旨とする。
二 令第十八条の二第十二項に規定する財務省令で定める事項は、同項の規定により特定商業施設の区分を同項の地区等に変更しようとする旨とする。

三 当該免税手續カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地

二 廃止しようとする免税手続カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地	四 その他参考となるべき事項 （免税手続カウンターにおいて作成された記録の保存）
三 当該特定商業施設に係る令第十八条の二第一項の承認を受けた年月日	五 承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場の別に、当該免税販売手続につき、令第十八条の三第一項の規定の適用に際し作成した記録を整理し、令第十八条の二第二項第二号イに規定する契約に基づき免税販売手続を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納稅地又は一の特定商業施設内に設置する免税手續カウンター（当該特定商業施設内に複数の免税手續カウンターを設置する者にあつては、これらの免税手續カウンターにおいて作成された記録を保存する一の免税手續カウンター）の所在地に保存しなければならない。
第六条の四 承認送信事業者による購入記録情報の提供方	（承認送信事業者による購入記録情報の提供方等）

二 前項の規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同様に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。	2 所、事業所その他これらに準ずるものとの所在地に保存しなければならない。
三 前項の規定にかかわらず、これらの規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に従つて保存するものとする。	3 前項の規定にかかわらず、これらの規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に従つて保存するものとする。
四 前項の規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に従つて保存するものとする。	4 前項の規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に従つて保存するものとする。

二 前項の規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に従つて保存するものとする。	2 第十条の六 承認送信事業者が、令第十八条の四第一項前段の規定により同項第一号の契約に係る市中輸出物品販売場に係る購入記録情報提供を受ける場合には、当該承認送信事業者の識別符号（第十条の七第三項の規定により通知を受けた識別符号をいう。）を併せて提供しなければならない。
三 その他の参考となるべき事項	三 その他の参考となるべき事項
二 申請者の電子メールアドレス	二 令第十八条の四第五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
三 その他参考となるべき事項	三 その他参考となるべき事項
二 購入記録情報の提供に使用する電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）の概要を記載した書類	二 令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第十項の承認を受けようとする事業者に掲げる事項
三 その他参考となるべき事項	三 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第十項の承認を受けようとする事業者に掲げる事項
二 購入記録情報の提供に関する事務手続の概要を明らかにした書類	二 令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第十項の承認を受けようとする事業者に掲げる事項
三 その他参考となるべき書類	三 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第十項の承認を受けようとする事業者に掲げる事項
二 承認送信事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その承認による同条第四項の承認をするときは、その承認に係る事業者に対し、承認送信事業者の識別符号を通知する。	二 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第十項の承認を受けようとする事業者にあつては、その旨及び当該臨時販売場に係る第十条第一項第二号ハからハまでに掲げる事項

二 令第十八条の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項前段の規定により提供した購入記録情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したるものに限る。）とする。	二 令第十八条の五第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる要件の全てに応じて満たす者とする。
（承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存）	（承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存）
二 令第十八条の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項前段の規定により提供した購入記録情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したるものに限る。）とする。	二 令第十八条の五第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる要件の全てに応じて満たす者とする。
三 その他の参考となるべき事項	三 その他の参考となるべき事項
二 承認送信事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨及び	二 令第十八条の五第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる要件の全てに応じて満たす者とする。
三 その他の参考となるべき書類	三 その他の参考となるべき書類

口 当該臨時販売場に設置する指定自動販売機を識別するための情報及び当該臨時販売場の所在地	二 八条第十項の承認を受けた年月日
二 その他参考となるべき事項	ハ 法第八条第九項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
ハ 法第八条第五項第一号に係る法第十八条の五第二項第一号に係る法第十九条第四項に規定する届出書によるべき事項	イ 当該臨時販売場の付近見取図 ロ 前項第一号ロに掲げる事業者 次に掲げる書類 イ 当該臨時販売場の付近見取図
イ 当該臨時販売場の付近見取図	ロ 前項第一号ロに掲げる事業者 次に掲げる書類 イ 当該臨時販売場の付近見取図
二 その他参考となるべき事項	二 その他の参考となるべき事項

口 申請求者の氏名又は名称及び納税地(納付年月日)	四 前号に規定する翌課税期間の基準期間における課税売上高(法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この条において同じ。)
二 届出者の行う事業の内容	二 届出者の行う事業の内容
三 法第九条第四項に規定する翌課税期間の初日の年月日	三 法第九条第四項に規定する翌課税期間の初日の年月日
四 法第九条第四項に規定する翌課税期間の初日の年月日	四 法第九条第四項に規定する翌課税期間の初日の年月日
五 その他参考となるべき事項	五 その他参考となるべき事項

口 申請求者の行う事業の内容	ハ 法第九条第四項の規定の適用を受けようとする課税期間の基準期間における課税売上高
二 届出者の行う事業の内容	二 令第二十条の二第二項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項
三 法第九条第四項に規定する翌課税期間の初日の年月日	三 申請者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び納税地)
四 法第九条第四項に規定する翌課税期間の初日の年月日	四 申請者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び納税地)
五 その他参考となるべき事項	五 その他参考となるべき事項

口 申請求者の行う事業の内容	ハ 法第九条第四項の規定の適用を受けようとする課税期間の基準期間における課税売上高
二 届出者の行う事業の内容	二 令第二十条の二第二項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項
三 法第九条第四項に規定する翌課税期間の初日の年月日	三 申請者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び納税地)
四 法第九条第四項に規定する翌課税期間の初日の年月日	四 申請者の氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び納税地)
五 その他参考となるべき事項	五 その他参考となるべき事項

- | | |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地） |
| 二 | そのデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した年月日 |
| 三 | 前号のデジタルプラットフォームの名称 |
| 四 | その他参考となるべき事項 |
| 5 | 法第十五条の二第二十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 |
| | その課税期間において法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける電気通信利用役務の提供に係る同条第二項に規定する対価の額の合計額及びその明細 |
| 6 | 二 その他参考となるべき事項 |
| | （小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期の特例） |
| 7 | 第十二条 法第十八条第一項の規定の適用を受けた個人事業者がその適用を受けないこととなつた場合における前受金に係る資産の譲渡等、前払金に係る課税仕入れ（特定課税仕入れ（法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は前払金に係る特定課税仕入れを行つた時期については、次に定めるところによる。 |
| 8 | 法第十八条第一項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日における資産の譲渡等に係る前受金の額の合計額から同項の規定の適用を受けないこととなつた課税期間の初日の前日における資産の譲渡等に係る前受金の額の合計額を控除した残額に係る部分については、その適用を受けないこととなつた課税期間の初日の前日において当該個人事業者が資産の譲渡等を行つたものとみなす。 |
| 9 | 二 法第十八条第一項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日における課税仕入れに係る前払金の額の合計額から同項の規定の適用を受けないこととなつた課税期間の初日の前日における課税仕入れを行つたものとみなす。 |
| 10 | 三 法第十八条第一項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日における特定課税仕入れに係る前払金の額の合計額から同項の規定による控除をして控除しきれない金額があ |
| 11 | 一 その他参考となるべき事項 |
| | （小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期の特例） |
| 12 | 二 法第十九条第一項第三号又は第三号の規定による控除をして控除しきれない金額がある場合は、これらの控除しきれない金額の合計額に係る部分については、その適用を受けないこととなつた課税期間の初日の前日において当該個人事業者が課税仕入れを行つたものとみなす。 |
| 13 | 三 法第十九条第一項第三号又は第三号の規定による控除をして控除しきれない金額がある場合は、これらの控除しきれない金額の合計額に係る部分については、その適用を受けないこととなつた課税期間の初日の前日において当該個人事業者が課税仕入れを行つたものとみなす。 |
| 14 | 四 法第十九条第一項第三号又は第三号の規定による控除をして控除しきれない金額がある場合は、これらの控除しきれない金額の合計額に係る部分については、その適用を受けないこととなつた課税期間の初日の前日において当該個人事業者が課税仕入れを行つたものとみなす。 |
| 15 | 五 法第十九条第一項第三号又は第三号の規定による控除をして控除しきれない金額がある場合は、これらの控除しきれない金額の合計額に係る部分については、その適用を受けないこととなつた課税期間の初日の前日において当該個人事業者が課税仕入れを行つたものとみなす。 |
| 16 | 六 その他参考となるべき事項 |
| 17 | （小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期の特例） |
| 18 | 二 事業年度の開始及び終了の日 |
| 19 | 三 法第十九条第一項第四号又は第四号の二に規定する各期間 |
| 20 | 四 法第十九条第二項に規定する翌期間の初日の年月日 |
| 21 | 五 現に適用を受けている法第十九条第一項第三号又は第四号の二に規定する各期間 |
| 22 | 六 その他の標準額 |
| 23 | （小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期の特例） |
| 24 | 二 事業を廃止した年月日 |
| 25 | 三 その他の標準額 |
| 26 | （法人の納税地の異動の届出書の記載事項） |
| 27 | 二 在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地） |
| 28 | 三 当該異動があつた年月日 |
| 29 | 四 その他参考となるべき事項 |
| 30 | （法人の納税地の異動の届出書の記載事項） |
| 31 | 二 在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地） |
| 32 | 三 当該異動があつた年月日 |
| 33 | 四 その他参考となるべき事項 |

第二章 税額控除等

(課税売上割合に準ずる割合に係る承認申請書の記載事項等)

第十五条 令第四十七条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む)。第十五条の七を除き、以下この章において同じ)及び納税地(法人番号を有する者があつては、名称、納税地及び法人番号)

二 その用いようとする法第三十条第三項に規定する課税売上割合に準ずる割合の算出方法が合理的であるとする理由

三 法第三十条第三項の規定の適用を受けようとする最初の課税期間の初日及び末日の年月日

四 その他参考となるべき事項

法第三十条第二項ただし書に規定する届出書を提出しようとする事業者は、当該届出書に、次に掲げる事項を記載し、これを納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び納税地(法人番号を有する者があつては、名称、納税地及び法人番号)

二 当該承認を受けた課税売上割合に準ずる割合の算出方法の内容

三 当該承認を受けた年月日

四 その他参考となるべき事項
(現取引債券等の範囲)

第十五条の二 令第四十八条第二項第三号ニに規定する財務省令で定める証券又は証書は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第十八号(定義)に掲げる証券又は証書(同号に掲げる証券又は証書に表示されるべき権利(当該証券又は証書が発行されないものに限る)及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利のうち次の各号に掲げる者の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る)の受益権に係るもの)を含む)とする。

一 銀行
二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項(定義)に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の九各号(金融機関の範囲)に掲げる金融機関

三 信託会社

(古物に準ずるものとの範囲)

第十五条の三 令第四十九条第一項第一号ハ

(一)に規定する財務省令で定めるものは、同号ハ(一)に規定する事業者が、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第二項(定義)に規定する古物営業と同等の取引方法により買入受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証票(当該事業者に譲渡する者(適格請求書発行事業者を除く)が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限る)とす

る。(請求書等の交付又は提供を受けることが困難な課税仕入れ)

第十五条の四 令第四十九条第一項第一号ニに規定する財務省令で定める課税仕入れは、次に掲げる課税仕入れとする。

一 他の者から受けた第二十六条の六各号に掲げる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ

二 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第十五号(定義)に規定する役員又は使用者(以下この号及び次号において「使用者等」という)が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のため旅行をした場合又は就職をした者の遺族(以下この号において「退職者等」という)がこれらに伴う転居のた若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族(以下この号において「退職者等」という)がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために事業者がその使用者等又はその退職者等に対しても支給する金品で、その旅行について通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

三 事業者がその使用者等で通勤する者(以下この号において「通勤者」という)に対し、支給する所得税法(昭和四十一年法律第三十号)第九条第一項第五号(非課税所得)に規定する通勤手当のうち、通勤者につき通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

(適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合等の保存方法)

第十五条の五 令第五十条第一項及び第二項に規定する財務省令で定める方法は、これらの規定に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号(電

子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2 令第五十条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかるわらず、これらの規定により同条第一項及び第二項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る)を保存する方法により買入受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証票(当該事業者に譲渡する者(適格請求書発行事業者を除く)が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限る)とす

る。(請求書等の交付又は提供を受けることが困難な課税仕入れ)

第十五条の六 令第五十条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第三十条第七項に規定する帳簿(以下この条において「帳簿」という)にあつては当該帳簿に記載された事項に係る同項に規定する請求書等(以下この条において「請求書等」という)を令第五十条第一項本文の規定に基づいて保存する場合とし、請求書等にあつては当該請求書等に記載され、又は記録された事項に係る帳簿を同項本文の規定に基づいて保存する場合とする。

(本人確認書類の範囲等)

第十五条の七 法第三十条第十一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類(その者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ)を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る)とする。

一 国内に住所を有する個人
二 国内に住所を有する個人の次に掲げるいずれかの書類

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項(定義)に規定する個人番号カードでの記載の写し

ハ 道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)第九十二条第一項(免許証の交付)に規定する運転免許証(その課税仕入れの日において有効なものに限る)。又は同法第百四条の四第五項(申請による取消し

ト 転経歴証明書(道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)別記様式第十九条の三の十の様式によるものに限る)の写し

チ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項(特別永住者証明書の交付)に規定する

ト 旅券でその課税仕入れの日において有効なものの写し

ハ 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者の加入者証の写し

三 公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証の写し

四 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項(更生援護の実施者)に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対する都道府県知事又は地方自治法指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項(中核市の権能)の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう)、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し

五 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の住所以、氏名、生年月日その他の事項を証する

六 その他の規定に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号(電

イ 申請者の氏名又は名称及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）

ロ 申請者の行う事業の内容及び令第五十七条第一項第一号から第六号までに掲げる事業の種類

ハ 法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする課税期間の基準期間における課税売上高

二 その他参考となるべき事項

一 令第五十七条の二第二項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）

ロ 法第三十七条第一項に規定する翌課税期間の初日の年月日

ハ 法第三十七条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の基準期間における課税売上高

二 その他参考となるべき事項

一 法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者は、法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等を行つた場合には、令第五十八条の二第一項に規定する帳簿に当該売上げに係る対価の返還等に係る令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類を付記しなければならない。

（災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例の承認申請書の記載事項）

第十七条の二 法第三十七条の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十七条の二第一項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名又は名称及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）

ロ 申請者の行う事業の内容及び令第五十七条第一号から第六号までに掲げる事業の種類

ハ 法第三十七条の二第一項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の年月日

二 ハに規定する課税期間の基準期間における課税売上高

ホ法第三十七条の二第一項に規定する災害

その他やむを得ない理由の生じた日及びそ
のやんだ日の年月日

する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき。
(貸倒れの事実を証する書類及びその保存)
第十九条 去第三十九条第一項の規定の適用を受

届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び納税地（法人番号を有する者にあつては、名称、納税地及び法人番号）

二 当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間の初日

三 及び末日の年月日

法第四十二条第九項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しな

ければならない。

号又は法人番号（個人番号及び
しない者にあつては、氏名又は

二 事業を廃止した年月日
三 その他参考となるべき事項

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)
第二十一条 法第四十三条第一項第五号に規定す

る財務省令で定める事項は、第二十条第一項各号に掲げる事項とする。

法第四十三条规定する事項を記載した同項に規定する中間申告書を提出する者は、次に掲げる事項を記載して書類を当該中間

は、次に掲げる事項を記載した書類を当該中間申告書に添付しなければならない。

に規定する中間申告対象期間（以下この条において「中間申告対象期間」という。）中に

国内において行つた資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。次条第二項

第一号において同じ。) の対価の額の合計額の計算に関する明細

二、当該中間申告対象期間の法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額の計算に關する明細

三 当該中間申告対象期間の法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額

(以下この条及び次条において「仕入れに係る消費税額」という。)の計算に関する明細

四 その他参考となるべき事項

業者で法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した同項に規定する中間申告書を提出する

者については前項の規定にかかるらず 次に掲げる事項を記載した書類を当該中間申告書に添付しなければならない。

一 当該中間申告書に係る中間申告対象期間の
法第四十五条第一項第二号に掲げる税率の異
なるごとに区分した課税標準額に対する消費
税額の計算に関する明細

二 当該中間申告対象期間の仕入れに係る消費
税額の計算に関する明細

三 その他参考となるべき事項
(確定申告書の記載事項等)

四　当該課税期間の法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額その他の費用の額及び資産の譲受けに係る取得価額の合計額の明細並びに課税仕入れ等の税額の合計額

五　当該課税期間中に行つた棚卸資産及び調整対象固定資産の取得の状況

六　その他参考となるべき事項

3 前二項の規定は、令第六十三条第五項の規定により同項の相続人が法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書（これらの規定による申告書で法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものと含む。）を提出する場合について準用する。
（法人の消費税申告書の提出期限を延長する旨の届出書等の記載事項）

条の四、第十条の六第一項、第十六条第一項から第三項まで、第十九条並びに第二十六条の第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日」(法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第三百五十二条第一項、第七条第一項、第七条第二項、第十条の四及び第十条の六第一項から

三 当該課税期間の仕入れに係る消費税額の計算に関する明細

四 その他参考となるべき事項

法第四十五条第一項第五号に掲げる不足額の記載のある前項に規定する申告書を提出する者は、同項に規定する書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

一 当該申告書に係る課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（法第七条第一項、法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの（次号において「輸出取引等」という。）及び特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この号において同じ。）に係る第二十七条第一項第一号に掲げる事項その他の課税資産の譲渡等に関する事項

二 当該課税期間中に行つた輸出取引等に係る第二十七条第一項第一号に掲げる事項その他の輸出取引等に関する事項

二 各相続人の氏名、住所又は居所、個人番号、被相続人との続柄、民法第九百条から第
九百二条まで（法定相続分・代襲相続人の相
続分・遺言による相続分の指定）の規定によ
るその相続分及び相続又は遺贈によつて得た
財産の価額（個人番号を有しない者にあつて
は、氏名、住所又は居所、被相続人との続
柄、同法第九百条から第
九百二条までの規定
によるその相続分及び相続又は遺贈によつて
得た財産の価額）

三 相続人が限定承認をした場合には、その旨
四 相続人が二人以上ある場合には、法第四十
五条第一項第四号に掲げる消費税額（同項第
六号の規定に該当する場合には、同号に掲げ
る消費税額）を第二号の各相続人の相続分に
より按分して計算した金額に相当する消費
税額

令第六十三条第二項ただし書の方法により同
項に規定する申告書を提出する場合には、当該
申告書には、前項第二号に掲げる事項のうち同
条第二項ただし書の規定により氏名を付記する
他の相続人の個人番号は、記載することを要し
ない。

番号を有しない者にあつては、名称及び納稅地）

二 事業年度の開始及び終了の日

三 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日及び末日の年月日

四 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日及び末日の年月日

五 その他参考となるべき事項

六 法第四十五条の二（第二項に規定する事業を廢止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の名称、納稅地及び法人番号（法人口番号を有しない者にあつては、名称及び納稅地）

二 事業を廢止した年月日

三 その他の参考となるべき事項

（申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例）

第二十三条の三 法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合における第五条第一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十一

は、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において『同じ。』とする。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第二十三条の四 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織(同様に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。)を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。)供しようとする場合における届出その他の手続について、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項から第五項まで、第六項及び第七項(事前届出等)の規定の例による。

前項の規定によりその例によるものとされた国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出とは、事業者(法第十五条第三項に規定する受取事業者を除く。)が次の各号に掲げる場合に相当することとなつた場合には、当該各号に定め

二 各相続人の氏名、住所又は居所、個人番号、被相続人との続柄、民法第九百条から第
九百二条まで（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定）の規定によ
るその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額（個人番号を有しない者にあつては、
氏名、住所又は居所、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によ
るその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額）

三 相続人が限定承認をした場合には、その旨
相続人が二人以上ある場合には、法第四十五
五条第一項第四号に掲げる消費税額（同項第六号の規定に該当する場合は、同号に掲げる
消費税額）を第二号の各相続人の相続分により按分して計算した金額に相当する消費
税額

四 令第六十三条第二項ただし書の方法により同
項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、前項第二号に掲げる事項のうち同
二 税額

番号を有しない者があつては、名称及び納稅地)

二 事業年度の開始及び終了の日

三 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日及び末日の年月日

四 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日及び末日の年月日

五 その他の参考となるべき事項

一 法第四十五条の二第二項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 届出者の名称、納稅地及び法人番号（法人番号を有しない者につきは、名称及び納稅地）

三 その他参考となるべき事項

（申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例）

は、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において『同じ。』とする。

第二十三條の四 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織(同項)に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。)を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。)を坦白しようとする場合における届出その他の手続について、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項から第七項まで、第六項及び第七項(事前届出等)の規定の例による。

前項の規定によりその例によるものとされ、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出

二 当該課税期間中に行つた輸出取引等に係る
第二十七条规定第一項第一号に掲げる事項その他
の輸出取引等に関する事項

条第二項ただし書の規定により氏名を付記する
他の相続人の個人番号は、記載することを要し
ない。

第二十三条の三 法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合における第五条第一項及び第七条第一項、第七条の二第二項、第十三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十一項

は、事業者（法第十五条第三項に規定する受取事業者を除く。）が次の各号に掲げる場合には、該各号に定め

八 法第五十七条第一項第二号に掲げる場合 に該当することとなつた課税期間の初日 年月日	本 合 ハ その他参考となるべき事項 法第五十七条第一項第二号の二に掲げる場 合 次に掲げる事項 イ 届出者の氏名又は名称及び納税地（法人 番号を有する者）あつては、名称、納税地 及び法人番号 ロ 届出者の行う事業の内容 ト 課税期間の初日及び年末 ハ 課税期間の初日及び年末 ニ 法第五十七条第一項第二号の二に掲げる 場合に該当することとなつた課税期間の初 日の年月日 ホ に規定する課税期間の基準期間におけ る課税売上高 ヘ 法第五十七条第一項第二号の二に掲げる 場合に該当することとなつた法第十二条の 第一項の規定の適用に係る同項に規定す る高額特定資産の仕入れ等の日及び当該適 用に係る高額特定資産（同項に規定する高 額特定資産をいう。）の 内 容、同条第二項の規定の適用に係る法第 三十六条第一項又は第三項に規定する場合 に該当することとなつた日及び当該適用に 係る高額特定資産若しくは調整対象自己建 設高額資産（法第十二条の四第二項に規定 する調整対象自己建設高額資産をいう。ト において同じ。）の内容又は法第十二条の 四第三項の規定に係る同項に規定す るときに該当することとなつた課税期間の 初日及び末日並びに当該課税期間における 令第二十五条の五第四項に規定する合計額 ト 法第十二条の四第一項に規定する自己建 設高額特定資産について同項の規定の適用 を受ける場合又は調整対象自己建設高額資 産について同条第二項の規定の適用を受け る場合には、当該自己建設高額特定 資産又は当該調整対象自己建設高額資産の 同条第一項に規定する建設等の完了予定 時期 チ その他参考となるべき事項 四 法第五十七条第一項第三号に掲げる場合 チ その他参考となるべき事項 イ 届出者の氏名又は名称、納税地及び個人 番号又は法人番号（個人番号及び法人番号 番号）
---------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

五 法第五十七条第一項第四号に掲げる場合 口 事業を廃止した年月日 ハ その他参考となるべき事項 法第五十七条第一項第四号に掲げる場合 口 次に掲げる事項 イ 届出者の氏名、住所又は居所及び個人番 号（個人番号を有しない者）あつては、氏 名及び住所又は居所 ロ 死亡した個人事業者の氏名及び納税地 ハ 当該個人事業者が死亡した年月日 ニ その他参考となるべき事項 六 法第五十七条第一項第五号に掲げる場合 口 次に掲げる事項 イ 届出者の名称、納税地及び法人番号（法 人番号を有しない者）あつては、名称及び 納税地 ロ 合併により消滅した法人の名称及び納 税地 ハ 当該法人が合併により消滅した年月日 ニ その他参考となるべき事項 法第十条第一項又は第二項の規定により消費 税を納める義務が免除されなくなつた場合にお ける法第五十七条第一項に規定する届出書に は、前項第一号に定める事項のほか、次に掲げ る事項を記載しなければならない。 一 被相続人の氏名及び納税地 二 被相続人の行つてた事業の内容 三 前項第一号に規定する課税期間の基準期 間における被相続人の課税売上高 四 法第十一条の規定により消費税を納める義務 が免除されなくなつた場合における法第五十七 条第一項に規定する届出書には、第一項第一号 に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載し なければならない。

七 法第五十七条第一項第六号に規定する事項 口 事業の登録申請書の記載事項等 ハ 第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定 する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項 ト 事業の内容 三 第一項第一号亦に規定する課税期間の基準 期間に對応する期間における当該新設分割親 法人等又は分割法人等の行 う事業の内容 イ 第一項第一号亦に規定する課税期間の基準 期間に對応する期間における当該新設分割親 法人（以下この項において「新設法人」とい う。）に該当することとなつた場合における法 第五十七条第二項に規定する届出書には、次に 掲げる事項を記載しなければならない。 一 届出者の名称、納税地（納税地と本店又は 主たる事務所の所在地とが異なる場合には、 納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。 以下この号及びに次項第一号及び第七号にお いて同じ。）及び法人番号（法人番号を有し ない者）あつては、名称及び納税地 二 届出者の行う事業の内容 三 設立の年月日 四 事業年度の開始及び終了の日 五 新設法人に該当することとなつた事業年度 の開始の年月日 六 前号に規定する事業年度の開始の日におけ る資金の額又は出資の金額 七 その他参考となるべき事項 一 事業者が法第十二条の三第一項に規定する特 定新規設立法人（以下この項において「特定新 規設立法人」という。）に該当することとなつ た場合における法第五十七条第二項に規定する 届出書には、次に掲げる事項を記載しなければ ならない。 二 届出者の名称、納税地及び法人番号（法人 番号を有しない者）あつては、名称及び納税 地 三 第一項第一号に規定する課税期間の基準期 間における被相続人の課税売上高 四 法第十二条の三第一項に規定する基準期間 に相当する期間における課税売上高として政 令で定めるところにより計算した金額が五億 円を超える者の当該金額 七 前号に規定する者の氏名又は名称及び納税 地（当該者が個人事業者以外の個人である場 合には住所又は居所）

八 その他参考となるべき事項 （適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事 項等） 二 法第五十七条第一項第一号の規定による 届出書には、次に掲げる事項を記載しなければ ならない。 一 その他の参考となるべき事項 二 変更の内容 三 その他参考となるべき事項 四 法第十二条第一項から第六項までの規定によ り消費税を納める義務が免除されなくなつた場 合における法第五十七条第一項に規定する届出 書には、第一項第一号に定める事項のほか、次 に掲げる事項を記載しなければならない。 一 法第十二条第一項に規定する新設分割親法 人若しくは新設分割子法人（以下の項にお ける事項） 二 その他の参考となるべき事項 三 法第五十七条の二第十項第一号の規定による 届出書には、次に掲げる事項を記載しなければ ならない。

一 国内において行つた資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）に係る事項のうち次に掲げるもの

イ 資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称

ロ 資産の譲渡等を行つた年月日

ハ 資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）（法第37条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等（法第七条第一項、法第八条第二号までに掲げる事業の種類を含む。）である場合は、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の規定により消費税が免除されるものを除く。）である場合に、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類を含む。）

二 税率の異なるごとに区分した資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等に係る場合に、当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する額を含むものとする。）

二 国内において行つた資産の譲渡等に係る対価の返還等（資産の譲渡等につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該資産の譲渡等の対価の額の全部若しくは一部の返還又は当該資産の譲渡等の対価の額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額をすることをいい、法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等を除く。以下この号において同じ。）に係る事項のうち次に掲げるもの

イ 資産の譲渡等に係る対価の返還等を受けた者の氏名又は名称

ロ 資産の譲渡等に係る対価の返還等をした年月日

三 仕入れに係る対価の返還等の内容

二 資産の譲渡等に係る対価の返還等をした年月日

三 第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等をい、法第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を除く。

四 以下この号において同じ。）に係る事項のうち次に掲げるもの

イ 仕入れに係る対価の返還等をした者の氏名又は名称

ロ 仕入れに係る対価の返還等を受けた年月日

ハ 仕入れに係る対価の返還等の内容（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、仕入れに係る対価の返還等の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）

二 仕入れに係る対価の返還等を受けた金額

四 保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。）の全部又は一部につき、法律の規定により還付を受ける場合における当該課税貨物に係る事項のうち次に掲げるもの

イ 保税地域の所在地を所轄する税關の名称

ロ 当該還付を受けた年月日

二 課税貨物の内容

二 当該還付を受けた消費税額

五 法第三十九条第一項に規定する事実（以下この号において「貸倒れ」という。）に係る事項のうち次に掲げるもの

イ 貸倒れの相手方の氏名又は名称

ロ 貸倒れがあつた年月日

六 令第七十一条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 課税貨物に係る輸入の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可をいう。次項において同じ。）の年月日及びその許可書の番号

二 課税貨物の内容

三 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額

前項各号に掲げる事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可があつたことを証する書類に記載されている場合であつて、特例輸入者（令第七号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

四 令第七十二条の二第一項第一号から第九号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第七条第三項、第十条の六第三項、第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項、第二十六条の八第二項若しくは前条第九項又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における賦課決定通知書の記載事項に記載された事項に関する重加算税の特例の適用がある場合における賦課決定通知書の記載事項

二 税率の異なるごとに区分した貸倒れにより領収をすることができないとなった金額

二 令第七十条の十一に規定する事業を営む者は、当該事業に係る前項第一号イ及び第二号イに掲げる事項については、同項第一号及び第二号の規定にかかわらず、これらの事項の記録を省略することができる。

三 小売業その他これに準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業者の現金売上げに係る資産の譲渡等については、第一項第一号の規定にかかわらず、同号イからニまでに掲げる事項に代え、課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

九 第六項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第七項に規定する電磁的記録を保存する特例輸入者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。

二 令第七十二条の二第一項第一号第十号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録、第十六条第四項に規定する電磁的記録及び前条第七項に規定する電磁的記録とする。

二 令第七十二条の二第一項第一号から第九号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第七条第三項、第十条の六第三項、第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項、第二十六条の八第二項若しくは前条第九項又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

二 令第七十二条の二第一項第一号から第九号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第七条第三項、第十条の六第三項、第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項、第二十六条の八第二項若しくは前条第九項又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における賦課決定通知書の記載事項に記載された事項に関する重加算税の特例の適用がある場合における賦課決定通知書の記載事項

二 第二十七条の三 法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合における重加算税に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十二条第三項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書には、当該重加算税について法第五十九条の二第一項の規定の適用がある旨を付記するものとする。

（国又は地方公共団体に準ずる法人の資産の譲渡等の時期の特例の承認申請書の記載事項等）

二 第二十八条 令第七十四条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の名称（代表者の氏名を含む。以下この条及び第三十条において同じ。）、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者については、名称及び納税地）

二 課税期間の初日及び末日

三 申請者の行う事業の内容

四 その他参考となるべき事項

地方消費税額の合計額をいう。以下この項において同じ。)に相当する額(当該決済上受領すべき金額に百十分の十を乗じて算出した金額をいう。)の一円未満の端数を処理した後の金額を明示したときは、同法第四十三条第一項第二号又は同法第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額の計算については、令和五年九月三十日までの間、当該端数を処理した後の消費税額等に相当する額を基礎として行うことができる。

事業者が、平成二十六年四月一日以後に行う課税資産の譲渡等(消費税法第六十三条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に限る。次項において同じ。)に係る資産又は役務の価格につき同条の規定による表示を行っている場合に基礎として計算することができなかつたことにつきやむを得ない事情があるときは、当該課税資産の譲渡等に係る決済上受領すべき金額を当該資産又は役務の価格に従前と同一の規定期間に係る表示を行つてあるときは、当該課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格の表示につき、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)第十条第一項(総額表示義務に関する消費税法の特例)の規定の適用を受けた場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税額等については、消費税法第六十三条の規定による表示を行つてあるものとして、前項の規定を適用する。

附 則 (平成一六年一〇月七日財務省令)

この省令は、破産法(平成十六年法律第七十五号)の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。ただし、第五条第一項第一号の改正規定は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日財務省令 第三六号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第一号の改正規定は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日財務省令)

この省令は、平成十六年法律第七十五号の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。

<p>附 則 (平成一九年九月二七日財務省令 第五三号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年九月一九日財務省令 第五六号)</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二一年九月二七日財務省令 第五三号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二二年三月一一日財務省令 第二号)</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成二二年三月一一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二三年三月三一日財務省令 第二号)</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成二三年三月三一日から施行する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

<p>附 則 (平成二四年三月三一日財務省令 第二号)</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年三月三一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二五年三月一八日財務省令 第六号)</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二五年三月一八日財務省令 第六号)</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二六年三月三一日財務省令 第二号)</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

<p>附 則 (平成二七年三月三一日財務省令 第二号)</p> <p>(施行期日) 第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第十四条第一項第一号及び第二号に規定する輸出として行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は同規則第十六条第二項に規定する資産の輸出に係る証明については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (平成二八年七月九日財務省令第五八号)</p> <p>(施行期日) 第三条 新規則第二十七条第一項第一号ハ及び第三項の規定は、事業者が適用日以後に行う資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。)について適用し、当該事業者が適用日前に行つた資産の譲渡等については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (平成二九年五月三一日財務省令第二号)</p> <p>(施行期日) 第二条 改正後の消費税法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第九条及び第十</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

五条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に新規則第九条の規定により提出する申請書又は新規則第十五条第二項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に改正前の消費税法施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第九条の規定により提出した申請書又は旧規則第十五条第二項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

二 新規則第十条第一項及び第三項、第十条の二

第一項及び第三項、第十条の三、第十条の五第一項、第十一条、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第十五条第二項、第十七条第一項から第四項まで、第十五条第七条の二、第二十条の一、第二十六条第一項、第五项及び第六项、第二十八条並びに第三十条の規定は、施行日以後に提出する消費税法第八条第八项、第九条第四项若しくは第五项、第十九条第一项第三号から第四号の二まで若しくは第十三条项、第三十七条第一项若しくは第四项、第四十二条第八项若しくは第九项、第五十七条第一项若しくは第二项若しくは消费税法施行令第十八条の二第三项、第十一项、第十三项若しくは第十四项、第十八条の四第五项若しくは第七项、第七十四条第八项若しくは第七十六条第十七项の届出书、同令第十八条の二第二项若しくは第七项、第十八条の四第一项、第二十条の二第三项、第四十七条第一项、第五十七条の二第三项、第七十四条第三项若しくは第七十六条第五项若しくは同法第三十七条の二第二项（同条第七项において準用する場合を含む。）の申請書又は同法第二十五条の书面について適用し、施行日前に提出した同法第八条第八项、第九条第四项若しくは第五项、第十九条第一项第三号から第四号の二まで若しくは第三项、第三十七条第一项若しくは第四项、第四十二条第八项若しくは第九项、第五十七条第一项若しくは第二项若しくは同令第十八条の二第三项、第十一项、第十三条项若しくは第十四项、第十八条の四第五项若しくは第七项、第七十四条第八项若しくは第二项若しくは第十七条第一项から第四项まで、第十五条第二项、第十七条第一项から第四项まで、第十五条第七条の二第三项、第四十七条第一项、第五十七条第一项若しくは第七项、第七十四条第八项若しくは第十六条第五项若しくは同法第三十七条の二第二项（同条第七项において準用する場合を含む。）の申譲書又は同法第二十五条の书面については、なお從前の例による。

3 新規則第二十条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定は、施行日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）に係る同法第四十二条第一項、第四項若しくは第六項、第四十五条第一項から第三項まで又は第六項、第四十五条第一項若しくは第三項まで又は第四十六条第一項若しくは第二項の申告書について適用し、施行日前に開始した課税期間に係る同法第四十二条第一項、第四項若しくは第六項、第四十五条第一項から第三項まで又は第六項、第四十五条第一項若しくは第三項まで又は第四十六条第一項若しくは第二項の申告書については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年三月三一日財務省令
第二十七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消費税法施行規則第一条の改正規定、同令第二条の改正規定、同令第五条第一項第四号イの改正規定、同令第十二条の改正規定、同令第二十一条第二項第一号の改正規定及び同令第二十二条第三項第一号の改正規定並びに第二条中消費税法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第二項の改正規定及び同令第三項の改正規定（「百八分の八」を「百十 分の十一」に改める部分を除く。）並びに次条及び附則第三条の規定 平成二十七年十月一日

二 第二条中消費税法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第三項の改正規定（「百八分の八」を「百十分の十」に改める部分に限る。）及び附則第四条の規定 令和元年十月一日

（課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置）

第四条 第二条の規定（附則第一条第二号に掲げ る改正規定に限る。）による改正後の消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）附則第二条第三項の規定は、事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「元年施行日」という。）以後に国内において行つた課税資産の譲渡等（同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）のうち旧税率適用課税資

産の譲渡等（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第十六条第一項において準ずる同法附則第五条第一項から第三項まで、第四項本文若しくは第五項本文、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定若しくは同法附則第十六条の二の規定又は消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十七号）附則第五条第一項本文、第二項、第三項本文、第四項本文若しくは第五項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十三条第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）以外のものについて適用し、平成二十六年四月一日から元年施行日の前日までの間に国内において行つた課税資産の譲渡等及び元年施行日以後に国内において行つた旧税率適用課税資産の譲渡等については、なお従前の例による。

の改正規定、同令第十条の三第一項第一号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、同令第十条の五第一項第一号及び第三項第一号並びに第十条の六第一項第一号及び第三項第一号の改正規定、同令第十七条第一項第一号及び第三項第一号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、第一項第一号及び第三項第一号の改正規定、同令第十三条第一項第一号及び第三項第一号並びに同令第十七条第一項第一号及び第一項第一号並びに第二号イ及びに第二十条の二第一項第一号及び第二号イ並びに第二项第一号の改正規定並びに附則第四条の規定

口 第二条の規定及び附則第五条の規定
元年十月一日

(届出書の記載事項等に関する経過措置)

第三条 新規則第八条第三項、第十条第一項（第二号ニに係る部分に限る。）及び第十条の二（第三項の規定は、平成二十八年五月一日以後に消費税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）第五条の規定による改正後の消費税法（附則第四条第二項において「新法」という。）第五十七条第一項（第二号の二に係る部分に限る。）の規定により提出する届出書について適用する。

第四条 新規則第十五条第二項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に第一項の規定又は第七項の規定により提出した申請書については、なお從前の例による。

おいて「三十年改正令」という。附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができることとされる場合における三十年改正令第一条の規定による改正前の消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行つた同一条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が元年輕減対象資産の譲渡等に該当する場合には、三十年改正令附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができるることとされる場合における消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）第一条の規定による改正前の消費税法施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類に、当該免税対象物品の譲渡が元年輕減対象資産の譲渡等である旨を記載するものとする。

輸出物品販売場を經營する事業者は、令和二年四月一日から令和五年九月三十日までの間ににおいて消費税法施行令第十八条第三項各号に定める方法により行つた同一条第二項に規定する免税対象物品の譲渡が元年輕減対象資産の譲渡等に該当する場合には、消費税法施行規則第六条第五項から第七項までに規定する書類又は同条第九項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が元年輕減対象資産の譲渡等である旨を記載し、又は記録するものとする。

（小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第十条 元年適用日から令和五年九月三十日までの日の属する課税期間において消費税法第十八条第一項の規定の適用を受けた場合における消費税法施行規則第十二条第三項の規定の適用については、同項中「に係るもの」とあるのは「元年輕減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）に該当するものを除く。」に係るものと元年輕減対象資産の譲渡等に係るものと「区分して」とあるのは「それぞれ区分して」とする。

（帳簿の記載事項等に関する経過措置）

第十一條 元年適用日から令和五年九月三十日までの間ににおける消費税法施行規則第二十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号ハ中「内容」とあるのは「内容（当該資産の譲渡等が元年輕減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二

十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)である場合には、資産の内容及び元年輕減対象資産の譲渡等である旨」と、同号ニ中「資産の譲渡等の」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した資産の譲渡等の」と、同項第三号ハ中「内容」とあるのは、「内容(当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた元年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、仕入れに係る対価の返還等の内容及び元年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨)」と、同号五号ハ中「内容」とあるのは、「内容(当該貸倒れに係る課税資産の譲渡等が元年輕減対象資産の譲渡等である場合に、資産の内容及び元年輕減対象資産の譲渡等である旨)」と、同号二中「貸倒れ」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」と、同号五号ハ中「内容」とあるのは、「内容(当該貸倒れに係る課税資産の譲渡等が元年輕減対象資産の譲渡等である場合に、資産の内容及び元年輕減対象資産の譲渡等(元年輕減対象資産の譲渡等である旨)と、同項第三項中「課税資産の譲渡等」とあるのは、「課税資産の譲渡等(元年輕減対象資産の譲渡等である旨)と、同号二中「貸倒れ」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」とあるのは、「税率の異なるごとに区分した」とする。(課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置)

2 消費税法」と、「令和五年九月三十日までの間、当該端数を」とあるのは「当該端数を税率の異なるごとに区分して」とする。

元年適用日から令和五年九月三十日までの間ににおける消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年財務省令第九十二号)附則第二条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の消費税法施行規則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「二」とあるのは「一」を税率の異なるごとに区分して合計した金額と、「端数を」とあるのは「端数を税率の異なるごとに区分して」とする。

附 則 (平成二八年一一月二八日財務省令第第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日財務省令第二号)

この省令は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第五十一号)の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三一日財務省令第一八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中消費税法施行規則第六条の見出しの改正規定、同条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、同条の次に二条を加える改正規定、同令第七条の改正規定、同令第七条の二の改正規定、同令第八条の改正規定、同令第九条の改正規定、同令第十条第一項第二号の改正規定、同令第十条の六第三項の改正規定、同条を同令第十条の九とする改正規定、同令第十条の五の改正規定、同条を同令第十条の八とする改正規定、同令第十条の四の次に三条を加える改正規定、同令第十条の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十条第一項第一号の改正規定(「この条」を「この号」に改める部分を除く。)、同令第二十三条の次に二条を加える改正規定及び同

令第二十九条の改正規定（「第十条の四」の下に「第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分に限る。）並びに次条及び附則第三条の規定 令和二年四月一日

二 附則第四条の規定 令和三年十月一日

三 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に「一条を加える改正規定、同令第二条の改正規定、同令第六条に二項を加える改正規定、同令第十二条の改正規定（同条第七項の改正規定を除く。）、同令第十五条第一項第一号の改正規定、同令第十五条规定の四の改正規定、同条を同令第十五条の七とする改正規定、同令第十五条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改める部分を除く。）、同条を同令第十五条の六とする改正規定、同令第十五条の二の次に三条を加える改正規定、同令第十七条第五項の改正規定、同令第二十一条第三項第二号及び第二十二条第四項第一号の改正規定、同令第二十六条の次に八条を加える改正規定、同令第二十七条の改正規定（同条第六項の改正規定を除く。）、同令第二十七条の二の改正規定並びに同令第二十九条の改正規定（「第十条の四」の下に「第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分を除く。）並びに第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）附則第一条及び第三条の改正規定並びに附則第四条の二の規定

（購入者誓約書等の保存等に関する経過措置）

第二条 令和二年三月三十一日までに消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令百三十五号。次項において「改正令」という。）第一条の規定による改正前の消費税法施行令（同項において「旧令」という。）第十八条规定の第二項第一号の規定により提出を受けた同号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類（同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を含む。次項において同じ。）及び同条第二項

第二号イの規定により提出を受けた同号イに規定により提出を受けた同号イに規定により提出を受けた電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を含む。次項において同じ。）及び同条第二項

2 定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類（同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。次項において同じ。）に係る第一条の規定による改正前の消費税法施行規則（次項において「旧規則」という。）第七条の規定による保存については、なお従前の例による。

3 令和二年四月一日から令和三年九月三十日までの間に改正令附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができることとされる場合における旧令第十八条第二項第一号ロの規定により提出を受けた同号ロに規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類及び同項第二号イの規定により提出を受けた同号イに規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類に係る旧規則第七条の規定による保存については、なお従前の例による。

3 消費税法第五十九条の二第一項の規定は、前二項の規定によりなお従前の例により保存することとされている電磁的記録に記録された事項について適用する。（電子情報処理組織による申告の特例に関する経過措置）

第三条 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下次条までにおいて同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同法第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。附則第四条の二において同じ。）において同法第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、当該課税期間開始の日以後一年以内に消費税法施行規則第二十三条の四第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

（適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置）

第四条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び次条において「二十八年改正法」という。）第五条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「五年消費税法」という。）第五十七条の

二 第一項の登録を受けようとする事業者（二十二年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。）が、五年消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出しようとする場合には、当該申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。
一 申請者が個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）を有する場合には、個人番号

二 申請者の行う事業の内容

三 申請者が法人である場合には、事業年度の開始及び終了の日
(適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置)

第四条の二 二十八年改正法附則第五十一条の二第一項に規定する適格請求書発行事業者の同項の規定の適用を受ける課税期間における第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十二条第四項及び消費税法施行規則第二十七条第四項の規定の適用については、新規則第二十二条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項」と、消費税法施行規則第二十七条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項」と、「同項」とあるのは「これらの」とする。

附 則（平成二年三月二九日財務省令第一〇号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条第九項の改正規定、第十条第一項第二号の改正規定（同号ハに係る部分を除く。）、第十条の五（見出しを含む。）の改正規定及び第十三条第一項第二号の改正規定、令和元年七月一日

二 第十五条第一項第一号の改正規定、第十五条の三の次に一条を加える改正規定及び第二十三条第一項第二号の改正規定、令和元年十二月一日

三 第二十四条第二項の改正規定 令和二年四月一日
附 則（令和元年一月二九日財務省令第三四号）
この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。
附 則（令和元年一二月一三日財務省令第三六号）抄
(施行期日)
第一條 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第四条、第六条及び第八条の規定並びに附則第八条から第十条までの規定 令和二年四月一日
附 則（令和二年三月三一日財務省令第一六号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七条第二項の改正規定、第十条の六第一項の改正規定、第十五条の四第一項の改正規定、同条第二項本文の改正規定、同項ただし書の改正規定（「第三十条第十項」を「第三十条第十一項」に改める部分に限る。）及び同条第三項の改正規定 令和二年十月一日
二 第六条第七項第二号の改正規定、第十条の八の見出しを含む。の改正規定及び第十条の九の改正規定 令和三年十月一日
三 第十二条の見出しの改正規定及び附則第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十号）附則第二号に改める部分を除く。） 情報通信技術の進展

に伴う金融取引の多様化に対応するための資本決済に関する法律等の一部を改正する法律
(令和元年法律第二十八号) の施行の日
(申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例に関する経過措置)

第二条 令和四年四月一日から令和五年九月三十日までの間ににおける消費税法施行規則第二十三条の三の規定の適用については、同条中「(第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項)」とあるのは「並びに第十九条」と、「(第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日」(法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。)」とする」とあるのは「とする」とする。

附 則 (令和二年六月三〇日財務省令第五六号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 施行日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。)(旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結法人の同項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。次項において同じ。)終了日の属する課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)をいう。次項において同じ。)については、改正附則第四十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第七条の規定による改正前の消費税法第四十五条の二の規定に基づく第六条の規定による改正前の消費税法施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定により読み替えて適用される旧消費税法施行規則(次項において「旧消費税法施行規則」という。)第二十三条の二第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に開始した連結事業年度終了日の日属する課税期間については、第二十条の規定による改正前の消費税法施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定により読み替えて適用される旧消費税法施行規則第二十三条の三の規定は、なおその効力を有する。

附則（令和三年三月三一日財務省令第
一八号）

施行期日

附
則

（施行期日）
一八号
抄
附則
（令和四年三月三一日財務省令第

二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳と、同項第二号

定並びに第三十一条第二項の改正規定
託に関する法律（令和六年法律第
号）の
施行の日

(施行期日)

附 貞
一八号
(令和三年三月三一日貿易省令第

(施行期日)

附一八号

抄
〔永和四年三月三一日賈務省令第

帳)に規定する国民年金手帳」と同項第二号

二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前¹⁾の国民年金法第十三条第一項（国民年金手

施行の日

託に関する 定並ては

第三十一条第二項の改正規定による法律（令和六年法律第号）の

第二条 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（次条において「新規則」という。）第五条第一項第二号及び第十六条第二項の規定は、令和三年十月一日以後にする同号に規定する輸出として行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は同項に規定する資産の輸出に係る証明について適用し、同日前にした第一条の規定による改正前の消費税法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項第二号に規定する輸出として行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は旧規則第十六条第二項に規定する資産の輸出に係る証明については、なお從前の例による。

（本人確認書類の範囲等に関する経過措置）

第三条 新規則第十五条の四第一項第一号子及び第二号の規定は、令和三年十月一日以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う課税仕入れ（同法第三十条第一項に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において事業者が行つた課税仕入れについては、なお從前の例による。

第二条 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下この条において「新規則」といふ。）第五条第四項及び第十六条第四項の規定は、この省令の施行の日以後に消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者が行う同項第九号に規定する課税資産の譲渡等又は同法第三十一条第一項に規定する非課税資産の譲渡等若しくは同条第二項に規定する資産の輸出に係る新規則第五条第四項又は第十六条第四項に規定する電磁的記録について適用する。

（本人確認書類の範囲等に関する経過措置）

第三条 国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号））第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号中「いづれかの書類」とあるのは「いづれかの書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）」

二 第三条の規定 令和五年十月一日
（輸入許可書等に係る電磁的記録の保存に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の規定は、この省令の施行の日以後に消費税法施行令第七十一条第三項に規定する特例申告貨物の消費税法第二号第六十七条の規定による輸入の許可を受けた輸入者が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の許可を受けた輸入者に規定する特例申告貨物の消費税法第二号第六十七条の規定による輸入の許可を受けた輸入者が関税地域からの引取りにつき新規則第二十七条第六項の規定を適用する場合について適用する。
附 則（令和六年三月三〇日財務省令第一九号）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二十五条第三項の改正規定、第二十六条第五項第三号の改正規定、同条第六項の改正規定並びに第二十七条第六項、第八項及び第九項の改正規定 令和六年十月一日
一 第十一条の三の見出しの改正規定、第十五条の七第一項第三号、第五号及び第六号の改正規定 令和五年五月一日
定 令和五年五月一日